

平成 26 年 10 月 30 日
(一社)愛媛県警備業協会

平成 26 年度第 4 回一般社団法人愛媛県警備業協会「暴力団等反社会的勢力排除対策協議会総会」の開催について

1 開催日時

平成 25 年 10 月 29 日(水) 午後 1 時 30 分から同日午後 3 時 30 分

2 開催場所

松山市大街道 3 丁目 1 - 1

いよてつ会館 クリスタルホール (5 階)

3 議案審議 (午後 1 時 30 分から午後 2 時 30 分まで)

(1) 第 1 号議案 一般社団法人愛媛県警備業協会暴力団等反社会的勢力排除対策協議会役員の変更(案)について

(2) 第 2 号議案 平成 25 年度の実施事業について

(3) 第 3 号議案 平成 26 年度の推進事業(案)について

4 特別講演 (午後 2 時 30 分から午後 3 時 30 分まで)

演題 反社会的勢力からの被害の予防

高橋直人法律事務所 高橋直人 弁護士 (1 時間)

5 会長挨拶要旨 (愛媛県警備業協会会長 内田保寛)

警備業は社会の信頼なくしては成り立たない。暴力団排除対策の推進は、業界に対する信頼確保策の一つとして重要なものである。当協会では平成 21 年に協議会を設立し、暴力団等の排除対策に取り組んできたわけであるが、今後とも引き続き組織的な対策を推進し、暴力団との関係絶無に努めていただきたい。

6 来賓挨拶要旨 (愛媛県警察本部 刑事部参事官 新崎雄二)

警備業は、警察等の公的機関と共に、市民生活における治安対策の一翼を担う安全産業であり、皆様方とは顔の見える関係の下、暴力団等からの不当要求に対しては、その兆しの段階から連携を強化し、共に暴力団排除の徹底に向けた取り組みをお願いしたい。

7 特別講演要旨

下記について、講師の経験談等を交えて詳細な講義が行われた。

(1) 被害予防のための基本姿勢

① 付き合いを持たないことが一番

② 何らかの関係が生じたときは、早期に関係を断つ

③ こちらに落ち度がある場合でも、内密に処理しようとしない

④ 組織的に対応すること

(2) 暴力団排除条項

契約書を作成する上で「確約条項」、「解除条項」等は勿論必要であるが、これらは、契約書内の数多くの他の条項に紛れ込んで目立ちにくい。これを目立たせる(言い交したことを確実に証明する)ためには、「確約書」の併用が不可欠である。

(3) 暴力団排除条例

(4) 要求の類型による関係遮断・被害予防の方法

(5) 被害回復の手段

8 来賓

(1) (公財)愛媛県暴力追放推進センター 専務理事

(2) 愛媛県警察本部 刑事部組織犯罪対策課 暴力団対策室長

(3) 愛媛県警察本部 刑事部組織犯罪対策課 課長補佐

(4) 愛媛県警察本部 生活安全部生活環境課 課長補佐

9 その他

出席者 会長以下 53 名 (委任出席含む)

会長挨拶



来賓挨拶



特別講演を熱心に聴講する参加者

